

---

# 第1回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

平成28年3月18日（金曜日）

---

## 議事日程（第4号）

平成28年3月18日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 2号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 3号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情書について  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 4 陳情第 4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 5 議案第 8号 日吉津村いじめ問題調査委員会の設置条例について
- 日程第 6 議案第 9号 日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 10号 日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 16号 平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第(第9回)について

- 日程第 14 議案第 17 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算（第 3 回）について
- 日程第 15 議案第 18 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 回）について
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 4 回）について
- 日程第 17 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算  
について
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算につ  
いて
- 日程第 20 議案第 23 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算につ  
いて
- 日程第 21 議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 日程第 22 議案第 25 号 鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約に関する協議について
- 日程第 23 議案第 26 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約  
を変更する協議について
- 日程第 24 発議第 2 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の  
相談可能な窓口などの設置を求める意見書について
- 日程第 25 発議第 3 号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書について
- 日程第 26 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 27 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 28 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

## 本日の会議に付した事件

### 第 1 回 日 吉 津 村 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 4 日）

- 日程第 1 陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談

の出来る窓口などの設置を求める陳情について

(教育民生常任委員長審査報告)

日程第 2 陳情第 2 号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する  
陳情書について (教育民生常任委員長審査報告)

日程第 3 陳情第 3 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情書について  
(総務経済常任委員長審査報告)

日程第 4 陳情第 4 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求め  
る陳情書について (総務経済常任委員長審査報告)

日程第 5 議案第 8 号 日吉津村いじめ問題調査委員会の設置条例について

日程第 6 議案第 9 号 日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に  
ついて

日程第 7 議案第 10 号 日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 11 号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 12 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部  
を改正する条例について

日程第 10 議案第 13 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 14 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

日程第 12 議案第 15 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例  
について

日程第 13 議案第 16 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第 (第 9 回) につ  
いて

日程第 14 議案第 17 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算 (第 3 回) について

日程第 15 議案第 18 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 回) について

日程第 16 議案第 19 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 4 回) について

日程第 17 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について

- 日程第 18 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算  
について
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算につ  
いて
- 日程第 20 議案第 23 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算につい  
て
- 日程第 21 議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 日程第 22 議案第 25 号 鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約に関する協議について
- 日程第 23 議案第 26 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約  
を変更する協議について
- 日程第 24 発議第 2 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の  
相談可能な窓口などの設置を求める意見書について
- 日程第 25 発議第 3 号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書について
- 日程第 26 総務経済常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 27 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 28 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員（10名）**

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 橋 井 満 義

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小原 義人                      書記 ..... 森下 瞳

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 石 操                      総務課長 ..... 高 森 彰  
住民課長 ..... 清 水 香代子                      福祉保健課長 ..... 高 田 直 人  
建設産業課長 ..... 松 嶋 宏 幸                      教育長 ..... 山 西 敏 夫  
教育課長 ..... 松 尾 達 志                      会計管理者 ..... 前 田 昇

---

### 午後 1 時 30 分開議

○議長（橋井 満義君） 開会いたします。ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

### 日程第 1 陳情第 1 号 及び 日程第 2 陳情第 2 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 1 から日程第 2 まで、教育民生常任委員長の審査報告でありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1、陳情第 1 号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、日程第 2、陳情第 2 号精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書以上 2 件を一括議題といたします。

本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松本教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（3 番 松本 二三子君） 教育民生常任委員長の松本です。教育民生常任委員会に付託されました陳情 2 件の審査内容の報告をいたします。3 月 8 日午前 9 時より委員会室において、井藤、山路、江田松田、松本の委員全員で慎重審議を行い、決定した結果を報告いたします。委員の中よりわかりにくい点の説明をという声があり、高田福祉保健課長の出席を求

めました。まずはじめに、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談できる窓口などの設置を求める陳情は、全会一致で採択となりました。

この陳情は脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について 1、教育機関での周知徹底と対策 2、専門医による診断と適切な検査の実施 3、周知、啓発、予防措置の推進と相談窓口の設置 4、園内、学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査、開示の実地、以上の4点を明記した意見書を国、政府等関係機関に提出してほしいというものです。

審査の中で出された意見をお伝えします。脳しんとうで倒れてもなかなか病院には行かない人がいる。数年後に発症した人もいます。スポーツ、事故などで自覚症状がわかりにくい場合などにも本人、周りの関係者の意識を高める必要がある。後遺症が残ることもあり、一生の問題。保護者の不安から子どもの好きなスポーツができないようではいけない。少しでも安心してスポーツができるようにするべき。早期に病院で受診することも大切である。脳しんとうなどの発生の可能性がある団体等の知識のレベルを上げる必要があると感じる。いざという時の対応も遅れずにするはずである。つぎの段階、遅れての発症や重篤化への窓口の整備も必要である。けがが伴うからという理由で危険なこと、スポーツをつぎつぎと排除していくべきではないと思うが、万が一の時には確実に初期対応が大事であるので、関係機関への周知、啓発は必至である。本人のためにも窓口ができると指導者サイドも相談ができる。スポーツにけがが付き物という考えではなく、指導者研修や相談体制は早急に必要である。小学生のスポーツ少年団などでも、なにが起きるかわからないと思うので、脳しんとうなどへの関心も高めるにも必要と考えるなどの意見から、全員が陳情の趣旨に賛同しました。

つづきまして、陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書は、全会一致で採択となりました。この陳情は国に対して精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に交通運賃割引制度の適用を求める意見書を採択してほしいというものです。

審査の中で出された意見をお伝えいたします。精神障がい者への対応は難しいと思うが取り巻く環境も変わってきているし、法の整備もされ、風潮も他の障がいと平等となってきた。ひとりで公共交通機関を利用されることも多いと思うので、割引してあげるべき。平成18年10月からは精神障害保健福祉手帳に写真が添付され、減額制度を悪用されることはないと思うが、今のままならJRなどでは金額面で難しいかもしれない。国が補助するべき。精神障がいの場合は外見ではわからないこともあるので、対応が半世紀遅れているように思う。保護者の方がわが子の障がいが認められてうれしかったと言われたことがある。それまでは親のしつけが悪いと言われ

ていた。障害者手帳をもらい精神的に開放された気がしたとも言われていた。精神障がいも他の障害と同等に扱うべきである。自分で歩ける、運賃の計算ができるなど普通に生活できるので減額は必要がないというのではなく、障害者手帳を持っている人には補助すべきという医師の話聞いたことがある。入院していた方が退院して通院する場合にはバスなど公共交通機関を利用されると思うので、補助すべきなど全員が陳情の趣旨に賛同しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（橋井 満義君）** 報告が終わりましたので、これから質疑、討論については各陳情ごとに行います。

陳情第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

**○議長（橋井 満義君）** 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

**○議長（橋井 満義君）** 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものです。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

**○議長（橋 満義君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に陳情第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

**○議長（橋井 満義君）** 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

**○議長（橋井 満義君）** 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものです。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

**○議長（橋井 満義君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり

採択することに決定しました。

---

### 日程第 3 陳情第 3 号 及び 日程第 4 陳情第 4 号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第 3 から日程第 4 まで総務経済常任委員長審査報告ですから、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 3、陳情第 3 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情、日程第 4、陳情第 4 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を一括議題といたします。

本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

加藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（4 番 加藤 修君） 総務経済常任委員長の加藤です。日吉津村議会議長橋井満義様、総務経済常任委員長加藤修。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告をいたします。

陳情第 3 号、TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情、医療、食、農業の安全性が脅かされるとの意見で賛成 2、これからの農政を考えれば批准は必要との意見で反対 2、可否同数のため委員長裁定におき、不採択にすべきとなりました。陳情第 4 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、中小企業の支援を行い、賃金を上げるべきとの意見から賛成 1、すぐに 1000 円に引き上げるのは無理との意見で反対 1、及び趣旨採択 2、趣旨採択にすべきとなりました。以上で報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） ただいま報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑からは各陳情ごとに行います。まず陳情第 3 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論については、委員長報告に対し、反対、賛成者の順に討論を行います。まず、反対討論はありませんか。



委員長の報告について、反対の討論を許します。

はい、河中議員。

**○議員（1番 河中 博子君）** 1番、河中博子です。わたしは TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情について、総務経済常任委員会委員長の不採択との報告に反対する立場から、つまり陳情第3号に賛成する立場で討論を行います。TPP 環太平洋パートナーシップ協定は今年2月4日に調印を終え、各国での批准作業に入りました。国際条約は合意・調印しても国会で批准しないかぎり成立はいたしません。だからこそ、改めて TPP について考えなければならない時なのです。第1に TPP は秘密交渉で協議され、発行後も4年間は公表できないとされています。英語で2000ページの条文のうち、昨年11月政府が公表したのは97ページだけ、日本語訳の正規の翻訳がない状態です。2月2日に仮に訳したものしか公表されておらず、2800ページもあるしろものでは、読み終わりまでに長時間が必要です。そんな状態で批准をしてはなりません。なぜ秘密なのか、それは国民に知らせたくない条項が含まれているからです。国民に知らせたくない国際条約とはどんなものか、それは不平等条約である内容を隠して締結しようとしているからです。憲法が保障する知る権利の侵害と言わざるを得ません。

第2は、菅内閣は TPP 推進を言い出した最初の内閣です。現在の与党自民党は当時野党でしたが、TPP 反対を公約の目玉として掲げその公約で政権を奪還しました。しかし、その舌の根も乾かないうちに公約を投げ捨てて TPP 推進に変身したのです。交渉に入る前、一旦交渉にはいったら抜けられないという国民の心配に対して、日本の要求が受け入れられないならば、ちゃぶ台返し、つまり途中退席も辞さないなどと威勢のいいことを言いながら実際は米国陣営に屈服した有り様です。

第3に、2012年12月の TPP 交渉参加の判断基準では一項目目、TPP 交渉が聖域なき関税撤廃を前提にする場合は、交渉に参加しない。2、自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受けない。3、国民皆保険制度を守る 4、食の安全安心の基準を守る 5、国の主権を損なうような ISD 条項は合意しない。6、政府調達、金融サービスはわが国の特性を踏まえるでした。このうち最重要の公約は ISD 条項ですが、これらの約束をした後、ISD 条項がついた TPP 大筋合意は政府の明白な公約違反です。

第4に関税に関しては、聖域5品目は守ると約束しておきながら、実質は守られていません。このため食料自給率は何らの対策を取らなかった場合40パーセントから13パーセントに落ち、農業は崩壊し、世界の所領事情の悪化する中、国民の食糧を確保する補償はなくなりかねません。

第5に TPP は関税に関する章は二つだけで、ほかは貿易の技術的傷害の措置、投資、金融サービス、医療分野、著作権などの知的財産、労働、規制の整合性などの項目だといわれます。が、日本での報道は農業生産品の関税の問題に極限され、ISD 条項など非常に重要な問題はマスコミもほとんど報道してこなかったのです。米国は混合診療であって、米国の保険会社は医療をも儲け仕事にしており、富裕層からは高い診療報酬でまっとうな医療を施しますが、お金を持たない貧民層はろくな医療が受けられないといわれています。米国保険会社は日本にそのような保険を持ち込みたいため、国民皆保険制度がじゃまになります。となると、ISD 条項を適用し、国民皆保険を壊そうとすることは容易に想像できます。国民を守る日本の制度はセーフティーネットはぼろぼろになったとはいえ、まだ孤独死や貧困ゆえの自殺が問題となる社会であり、金持ちも低所得者も同じ医療を受けられる保障があり、米国に比べて幸せな制度が守られています。米国のグローバル企業が自分たちの利益のために、TPP を利用して現在の日本にある国民皆保険、社会保障、農業のシステムを根底から崩そうとするのはこの要な訳があるからです。いったん壊れた制度を建て直す苦勞はどれほどか。考えるだに空恐ろしいことです。

第6に、TPP が成立しますと、各国は米国に訴えられることを予防するため先回りして自国の制度をかえたり、悪くしたりする自己規制をします。これを TPP の委縮効果といいます。

第7として、TPP には多くの団体グループが反対表明をしています。しかし、マスコミはその多くを丁寧に報道していません。たとえば、TPP 交渉参加からの撤退を求める弁護士の要望書では、TPP は国民の生命健康、財産を保護するために行う国家の規制等についても、はばひろく、改廃をせまるものになる危険があるので、国民生活に重大な影響を及ぼす事項については、国民的議論をつくり国民の理解と同意をえて進めることは、民主主義のあり方として当然であると述べています。昨年11月東京新聞が行いました TPP に関する全国知事、市区町村長アンケートでは TPP がプラスの影響をもたらすと思うかで、そう思うはたったの2.6パーセントでした。この2.6パーセントしかないそんな条約を批准しようというのでしょうか。米国も大統領候補が TPP 反対をしており、米国議会がいつ批准するかわかりません。日本も批准を急ぐべきではないと思います。国会での数の力でもう決まったのも同然と思われるかも知れませんが、TPP のようにあとあと大問題が起こる危険性を含んだ条約だと予測がついていながら、その時あなたはどうしていたのですか。止めようとしなかったのですかと問われた時あなたはなんと答えますか。子子孫孫までおきなダメージを与える条約は成立するまで、あるいは成立してからもあきらめずに問題を指摘せねばなりません。ハチドリの一滴というお話があります。森が大火事になり、他の動物

は逃げ出したのにハチドリは一滴ずつ水を運んで火に落しました。それをしてどうなるんだと笑われたのに対して、ハチドリは、わたしはわたしにできることをしているだけと答えました。つまり、人間として歴史の審判に耐えることができる態度を、しっかりと取るべきだということです。是々非々の立場を最後まですてるべきではなく、今言うべきことは批准してはならないということです。どうかこの陳情第3号を採択していただきますよう、衷心よりお願いいたしましてわたしの委員長報告に反対、原案賛成の討論を終わります。

**○議長（橋井 満義君）** つぎに賛成討論を許します。

はい、景山議員。

**○議員（2番 景山 重信君）** 2番、景山です。2月の4日の日にTPP参加12カ国は協定書に署名・調印をし、それぞれ各国12カ国で承認案、関連法案の批准作業を確定せねばなりません。わが国では相前後して国内対策が柱となる27年度補正が成立しました。TPP対策に農業者は不安でいっぱいです。もっと、国民に丁寧に説明すべきです。農家住民の気持ちを全然認めていないところです。ただ、現段階にはいって、現段階にいたっては、各国とも国内法上の手続きを完了する努力はなされると思います。わたしは担い手という立場で前向きに考えたい。提出者は農業団体で意見書のとおりで、農業団体にとって不満の残るところであります。この時期になって30年度のことを考えれば、少しでも将来展望したい。ただ、小規模農家の気持ちを思えば複雑に気持ちであります。担い手をつのって、村農業の維持管理をし、農家住民に安心感を与えたいというわたしの気持ちです。自分自身への励ましを込めて、あえて討論といたしました。よろしくお願いたします

**○議長（橋井 満義君）** ほかに討論はありませんか。

はい、三島議員。

**○議員（三島 尋子君）** 5番、三島尋子です。陳情第3号、TPP協定を国会に批准しないことを求める陳情について、総務経済常任委員長報告は不採択でした。わたしは委員長報告に対し、反対の立場で、そして本陳情に賛成の立場で討論いたします。

陳情の趣旨はTPP環太平洋パートナーシップ協定は2月4日に調印を終え、各国の批准作業に移った、交渉の過程を秘密にして大筋合意の全容も示さないままTPP対策費を含む補正予算を通し、協定書、付属書の公表も精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしている。国や地域、さらに国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしくないということ。そして、TPP協定は少なくともGDP85パーセント以上、6カ国以上の批准

がなければ成立をしない。アメリカと日本のいずれかが批准しなければ成立しない。今行われているアメリカの大統領選挙の候補者のうち、TPP 大筋合意支持者は少数、アメリカの批准は少なくとも 11 月の他姓統領議員選挙後とみられている。日本が今国会中に成立をめざすのはあまりにも拙速すぎる。陳情項目は、国会決議に違反する TPP 協定の批准は行わないこととし、意見書を衆参両院議長に提出してほしいというものです。わたくしは陳情の趣旨、先ほどの河中博子議員の委員長報告に反対討論されたことを支持し、本陳情を採択するものです。皆さんの賛成をよろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） ほかに討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第 3 号を採決します。

本採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。したがって原案について採決を行います。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（橋井 満義君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第 3 号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

つぎに陳情第 4 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

つぎ討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから陳情第 4 号を採決をいたします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択すべきものであります。したがって、原案について採決をいたします。

本陳情を採択することに賛成の起立を求めます。

[賛成なし]

○議長（橋井 満義君） 賛成なしと認めます。したがって陳情第 4 号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第 5 議案第 8 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 5、議案第 8 号日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 8 号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 6 議案第 9 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 6、議案第 9 号日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 9 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 7 議案第 10 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 7、議案第 10 号日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 8 議案第 11 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 8、議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔「議長動議」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 修正動議をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） それは提出されるということですか。

○議員（8 番 井藤 稔君） はい、提出します。

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩をいたします。

### 午後 2 時 03 分 休憩

---

### 午後 2 時 55 分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。日程第 8、議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について、先ほど休憩前に井藤稔議員より本議案に対する修正の動議が提出されました。各議員お手元に配布のとおりであります。

まず、この修正案についての説明を受けたいと思います。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） はい、議長。修正案の要点につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、ここでは動議の提出をさせていただいた理由について、以後申し上げたいと思います。修正案を提出しました理由は、大きくいってつぎの 2 点であります。

第 1 点は今回執行部から提出された日吉津村職員の定数条例の一部を改正する条例は、上程の経緯などからして改正の一部が地方自治法の趣旨に反するとわたしは考えます。

さらにもう一点は、われわれ議会は村民から議会に求められている議会の機能強化に逆行する

改正である。と、このようにわたしは考えます。そういうことでこの大きな2点から修正動議を出させていただきます。

まず、一点目の地方自治法の趣旨に反する点について説明を申し上げたいと思います。この点につきましては、議案質疑の際にも村長に質問いたし、正しているところであります。議員の皆さんご承知のとおり、地方自治法第138条の第3項で、議会事務局に事務局長、書記、その他の職員を置くとして規定しております。さらに同条第5項では事務局長、書記長、書記、その他の職員は議長がこれを任免すると規定しております。また、地方公務員法でも第6条で職員の任命権者のひとりとして、議会議長をあげ、議長が議会事務局職員の任命、休職、免職、懲戒等の権限を有すると規定しております。これらの方を受け、日吉津村定数条例も規定されているわけであり、議会事務局の職員の任免権は、もっぱら任命権者である議会議長にあることは明らかであります。

よって、任免権のない村長が、議会に相談もなく議会事務局の職員を減らす改正案を上程することは、地方自治法の趣旨に反するとわたしは考えます。上程するのであれば、事前に議会に協議すべきであり、議案質疑で指摘されたのであれば議会にその理由を説明すべきであります。日吉津村行政もやはり、これは悪しき体質であろうとわたしはこのように考えます。条例等の議決権を有する議会としては、このような地方自治法の趣旨に反する行為を、看過できないのではないかとこのように思います。

つぎに二点目の議会の機能強化に逆行する改正であるという点であります。議会では昨年、自治基本条例に規定します村民主役の村づくりを推進するため、行財政議会改革調査特別委員会を設置したところであります。この特別委員会は、村の主要課題を調査する行財政調査部会と議会改革を推進していく、議会改革調査部会の二部構成としております。行財政調査部会では、現在、うなばら荘、地方創生、ヴィレステひえづの運用などについて積極的に調査を行っておりますし、議会改革調査部会では議会の機能強化を図るため、まさに議会の機能の強化を図るために、議会基本条例の作成に着手しているところであります。議会機能の強化のためには、やはり議会のチェック機能、あるいは政策形成能力の向上が必要ですし、あわせて議会の活動を担保する議会事務局の調査機能、法務機能の充実強化が必要不可欠であります。また、議会事務局の体制は専門性を発揮し、継続性が保たれることにより初めて調査機能や、法務機能が発揮できるものこのようにわたしは考えます。ゆえに、現在の条例にある正規の職員2名の体制を村長の都合で違法かつ軽率に、もとえ、地方自治法に反するような方法で軽率に1名減らすことは議会の強化に逆

行する行為であり、やはり到底認められないこのようにわたしは考えます。

毎年全国町村議会議長会から全国の町村議会事務局の職員定数が発表されております。本年も発表されております。これによりますと、職員定数の平均は2.6人であります。また、この数値は5年前もまったく変わっておりません。2.6人でありました。このことはやはり議会事務局体制の整備の重要性を如実に物語っているんだらうなどこのように考えております。

前鳥取県知事で法務大臣もされておりました、現在は慶応義塾大学の教授でありますけれども、片山義弘さんの近著で最近書かれた本に書いておられます。本に述べておられます。わが国の地方自治の二元代表につきまして、議会と首長の両方が自立していることが重要であること。また、あわせて対等な両者が互いに牽制し、バランスをとりながら運用することが重要であることなどを述べておられます。そのためにも、お互いの権限とやはり役割を行政と議会は認めあい、尊重し合うことが必要だろうとこのように考えます。

村長が行為の非を、質疑の際、行為の非を認めたくて撤回もせず放置することは議会の権限を侵し、結果的に議会全体で努力しております議会の機能強化の否定に、やはりつながっていくのではないかとわたしはこのように思います。この議決は村長から議会なかんづく、われわれ各議員の議会改革に対する姿勢がやはり問われているもんだらうなどこのように考えます。

昨年11月に開催しました議会と語ろう会で参加者から意見をいただきました質疑の中で、執行部の答弁の中にもあったわけですが、村長は頑張っている議会も頑張れとのご意見をいただいております。ぜひ、やはりこれに答えていきたい、そのための体制はやはりきちっとやっていく必要があるとこの要に考えるわけであります。

なお、今回の議会のこの改正案は、議会の権限の範囲内で止めております。議会事務局の職員数に限る修正とさせていただきます。賢明な議員の皆さんのご理解と賛同をよろしく願いたいと思います。以上です。

**○議長（橋井 満義君）** ただいま提案説明が終わりました。本案について質疑はございませんか。

はい、松本議員。

**○議員（3番 松本 二三子君）** 3番、松本です。先ほどの井藤議員の修正動議について質問させていただきます、確認なんですけれども第11条のまま、反対をして討論で決定するというのには、この教育委員会の事務局の職員に対する反対はなくて、カッコ2の議会の事務局の職員だけに反対するという意味でされたんですか。

**○議長（橋井 満義君）** はい、井藤議員。



○議員（8番 井藤 稔君） 先ほども申しましたように議会事務局の権限に修正は限らせていただきました。ご承知のとおり、行政の中にあつて、教育委員会各種委員会は、これはやはり議会とはまた別な立場にあるとわたしはこのように感じております。とくに教育基本法が改正になって、それから地方行政教育法ですか、組織法が改正になってよけいにやはり、行政、首長と教育委員会の代表者とは意志疎通が必要だということがありますんで、そこまではやはり改正について別な理由があればまた別ですけれども、われわれ議会が今回は言う筋合いではないということ、で議会事務局の定数に限らせて修正案を出させていただきました。以上です。よろしいでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） はい、確認でしたので結構ですけれども、えっとですね、こここのまま修正案がおおる、とおるっていうか変ですけれども、附則のところ、28年4月1日から施行というのがあるんですけれども、このいま2人体制でいくということは今の段階ものを変えるのか、それとも今後のことを考えて2から1になったのに2に戻せないぞというような考えからなのかというのを聞かせて、いますぐ施行するものなのかというのを聞かせて下さい。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） あの、これは最終的には首長が、村長が決められることなのでわれわれがとやかくいう、人事の関係ですので、ですからそこでやはり世紀の職員が2名必要だというこの姿勢は変わらないわけですけれども、やはり全体を考えながらわれわれ議会の方もですね、やっぱり考えていかにやあいけん部分もあろうかと思ひます。けども先ほど申しましたように、全国で2.6人ですので、平均が正規職員の議会事務局町村が2.6人ですので、いま現在が正規職員が1名臨職が1名ということになつとるわけなんですけれども、あくまでもやはり理想型はですよ、やはり2だなくて2.6と言いたいんですけども、まあ2が理想なんだろうなというふうにわたしは考えています。ですけれども、平成28年の4月1日、このたとえば修正案が施行となつて、そしたら正規職員を2人もつてこいという意味合いではありませんので、それは了解していただきたいと思ひます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） えっと、先ほどの1、2の理由を聞いている限り、どうなんでしょう。実際問題、議長が任免する方が正しいみたいなことが一番じゃないかなとは思つたんですけれども、これが万が一、もともと議長が承諾をしていて、このものが出ていたとしたら通して

いたのかという点と、聞きにくい聞きにくいんですけども 10 名なんですね、日吉津村の議員というのは、地方議員さんというのはいろいろな人数がいると思いますので、この 10 人に対して正職が 1 人でいいのではないかという考えで今まで動いていたのではないかなと思うんですけども、その点のこともあっていまの議会事務局で力が足りないというか、この 10 人に対して十分にやってもらっていないのではないかというような考えがあるのかということも教えて下さい。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） えっと、まずあの現在の状態で十分やってもらったかということについての判断ですけども、いわゆるわたしの理想とするところはまだまだ高い理想形は議会思うわけですけども、とっってもよくやっていると思いますよ。本当に誠実に議会を向いて、お二人いらっしゃいますけれども、正規職員 1 名それから臨時職員 1 名いていただいてやっていただいていますけれども、本当によくやっていただいとしたいと思います

けども、議会としてはその議会の機能が、やはりどれだけ発揮できるかということはやっぱり議会事務局におうところが非常に多い、たとえば法律一つ作るにしても、あるいはいいましたようにいろいろな政策、提言などを行っていくについても、そこはやはりそこにキャリアがある知識があるこういう人にやっていただくのが一番いいわけですし、またそれが理想なわけですし、あながちその議会が 10 人だから 1 人でいいじゃないか、そういうもんじやあないんだろうなというわたしは逆にですね、議員が少なくて、少ない中でやはり機能を果たしていこうと思えばですね、むしろ事務局の方におうところが大きい、だからむしろ議会の機能の強化のために果たしてどれだけのいいんかと、その数値的なところはわたしもわかりませんが、やはり理想っていいですか、より、教化を求めていくという点から、やはり必要なんだろうなというふうに理解しております。これでいいでしょうか。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、議案第 11 号の原案に賛成の方、そして修正案に賛成の方の順に行います。まず、議案第 11 号の原案について賛成の方の討論を許します。

はい、山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。議会最終日ということで白熱した討論ということで、非常にわたしは活力ある議会に結びつくものであるというふうに理解をしております。

それではさっそく、議案第 11 号日吉津村職員条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。このたびの一部条例改正についてすでに実施されている各部局の職員定数を整理するものであります。内容として、村長の事務部職員、教育委員会の事務部職員そして議会の事務部局職員の職員定数を、現行を踏まえ整理するものであります。総数 51 には変わりありません。先ほど来問題となっております議会の事務部局職員、カッコして正規職員ですけれども、現行に沿って 2 人から 1 人に整理、このことを改正することについては先ほど来話出ておりますけれども、地方自治法 138 条第 5 項では議会事務局長、書記長、書記、その他の職員は議長がこれを任免すると規定されております。この任免とはいわゆる人事異動に関わる行為ですので、定数をここで定めているものではありません。あくまでも、定数内で任免するということであります。また、地方議会事務提要が表記している内容として、職員の定数を何人にするかは議会事務局の職員であろうと、他の執行機関の職員であろうと、すべて該当団体の意志決定に属するものであり、提案権は長、つまり日吉津村では村長、議員の双方にあると列記しております。

以上の地方自治法、地方議会事務提要をふまえれば提案権のある長、つまり村長が提案したからといってなんら問題ありません。しかしながら、このたびの定数を変更するということは、事前にお話ししておくべきでしたと、先般の議案質疑の際には村長もおことわりされております。これはあくまでも議員に配慮した村長の姿勢であり、他町の首長が必ずしもこのような配慮をするとは疑問であります。すべての賛成討論はこれで終わりと思っております。が、このたび問題となった条例が、なぜ 10 年あまりも改正されなかったのか過去の経過も振り返り、議員各位のご理解を得たいというふうに思っております。経過をふまえれば、平成 15 年に単独存続判断とともに、石村長の公約どおり行政改革が急ピッチで進み、当然、住民負担も増えることとなりました。行政内部、議会においても給与削減、報酬削減など財政再建に向けた行政改革が断行され、当然議会事務局にもその波が及んだところでした。平成 16 年にはこの度の条例改正が上程され、議会は否決した経緯があります。この度上程されている議案を議会では平成 16 年否決しております。

しかし、その後、議論に議論をつくり最終的には現在の正規職員 1 人、嘱託職員 1 人におちついたところでした。この時点で、議会の事務部局職員定数を改正しておけば今日のような問題は起きなかったはずでした。しかし、村長、執行部を擁護するわけではありませんが、早急な条例改正もできなかった当時の状況もあったと振り返るところであります。議会関係に及ぶ改革の波はこれだけではなかったのであります。住民感情に配慮する一面もあり、議会減員数まで及び、12 人から 10 人になったところでもあります。当然議員の間からは、根拠のない定数削減であると反発

も強かった時期であり議員感情にも配慮し、あえて条例改正までは至らなかった経緯があります。首長が、いくら提案権があるからといって、当時の住民感情、議員感情も十分に配慮され、今日の条例改正になったものと理解をしております。しかし、議会を、先ほど話がありますように、議会を取り巻く環境もきびしいところであり、当然議員にも提案権があるわけですので、議員の総意によって条例改正はできるものであると思っております。以上の経過説明も踏まえ、この度の条例を整理することを目的とした条例改正に賛成の立場で討論いたします。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

**○議長（橋井 満義君）** ほか、討論はありませんか。

ほかにないようですので、討論を終わります。

これから議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例についての採決を行います。まず、本案に対する井藤議員の。

〔「ごめんなさい。修正案に対して討論。」と呼ぶものあり〕

**○議長（橋井 満義君）** 早く言って下さい。

もとにもどります。11 号の討論ですか。ちょっと待って下さい。

議案第 11 号に対する討論を行います。討論の先ほど原案に対する賛成討論がありましたので、修正案に対する賛成の討論はありますか。

はい、景山議員。

**○議員（2 番、景山 重信君）** 2 番、景山です。簡単に要点をかいつまんで討論をさせていただきます。日程第 8、議案 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について井藤議員の修正動議に賛成の立場で討論させていただきます。原案は議会事務局 2 人を 1 人でという 1 名減の体制でということです。

現状では行政の事務量が増大、また多様化の対応として局長 1 人、嘱託 1 人で議会業務を行っています。そういう場合に病気、事故等の不足の事態が生じた場合にはどうするのかということと、基本的な二元代表制の行政と議会の関係においても、わたしは、定数削減は参加 0 できません。2 人にして下さいというものです。

議員各位は自らの議会に関する重要な案件です。賢明なご判断をお願いします。終わります。

**○議長（橋井 満義君）** ほか討論はありませんか。ほかに討論がないようですので討論を終わります。これより、議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例についての採決を行います。まず本案に対する井藤議員から提出されました議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一

部を改正する条例に対する修正であります。これについて起立によって、採決を行います。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例については修正案のとおり可決されました。

---

### 日程第 9 議案第 12 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 9、議案第 12 号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 10 議案第 13 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 10、議案第 13 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論については反対賛成の順に許します。まず、反対討論はありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。議案第 13 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、反対の立場で討論いたします。条例の一部改正の内容は、国民健康保険被保険者の保険税を一人当たり約 5 パーセントの引き上げを行うという内容のものです。

賦課限度額の引き上げ、所得割の引き上げ、資産割額については介護分は減額になっておりますが、医療と後期分が引き揚げになっております。そして一人当たりの均等割り額の引き上げ、一世帯当たり平等割額の引き上げ、同時に 2 割減免と 5 割減免の判定基準となる総所得金額の引

き上げが提案されています。この改正点については減免対象者の拡大を図るものであり、反対するものではありません。わたしの保険税引き上げに反対する理由を述べます。

昨年の国民健康保険中央会発行の国保新聞1月1日号の記事を紹介しながら討論いたします。この記事は、総務省と厚生労働省の統計をもちいてまとめられたものです。見出しは、皆保険の堅持のために国保が抱える構造問題の解決を、というタイトルでした。年金受給者加入者は43パーセント、非正規労働者35パーセントとあり、国民健康保険会計は入ってくるお金は少なく、出ていくお金が多いという構造が慢性的に続いており、今日までの制度改革や国保関係者の努力にもかかわらず、脆弱な財政基盤という国保制度の構造問題はより一層の深刻さを増している。その背景には産業構造の変化、年金受給者無職者の増加に加え、長引く不況による非正規労働者の増加があると分析しています。平成24年度の協会健保などの被用者保険と市町村国保の所得を比較し、協会健保が137万円、健康保険組合が200万円であるのに対して、市町村国保は83万円と組合健保に比べると半分以下の低い所得水準になっています。いっぽうで、加入者一人当たりの医療費は器用回健保が16.1万円、組合健保が14.4万円であるのに対し、市町村国保は36.1万円と役2倍近くであり、年齢の上昇とともに医療費は高くなり、働き盛りの世代の加入者が中心の被用者保険と国保との違いを明らかにしています。

そしてとくに、年齢別では35歳から64歳までの一人当たりの医療費、中でも入院医療費が国保は他の保険と比べて高くなっているのが大きな特徴だと報じています。近年の国民健康保険制度改正は、保険者間での財政調整の拡大による国庫負担の縮小という流れで進められてきました。平成27年度から1件30万円以上の医療費を対象に、それぞれの市町村の国保会計からの拠出金でまかなっている保険財政共同安定化事業の対象医療費がすべての医療費へ拡大されました。また、都道府県調整交付金が、給付費の7パーセントから9パーセントへ、同時に定率で支払われていた国庫負担金割合が34パーセントから32パーセントに引き下げられました。

一般会計からの繰入れについては、年金生活者である高齢者や所得の少ない非正規雇用の労働者に、高額な保険料として転嫁するのは現実的ではないこともあり、多額の法定外の繰入れを強いられる構造的な財政赤字は年々深刻さを増している。中でも財政が厳しい市町村は、繰入れができないことから繰り上げ充用で収支を合わせざるを得ないケースも散在している。

以上が昨年の国保新聞1月1日号の記事です。

村長は28年度当初予算の提案説明の中で、26年度の日吉津村一般会計からの法定外繰入金金額が県下で4番目と説明されました。わたしはこれまで、日吉津村の一般会計からの繰入額は全

国で1番だろうと本気で思っていました。一般会計からの繰入れについては、長年その妥当性が問われてきたところですが、わたしは国保は医療のセーフティーネットであり、本来国が中心となってこの皆保険制度をになうべきと考えていますので、国庫負担をもとにもどしなさいと言いたい。しかし、村民の健康を支え皆保険制度を支える市町村国保の役割を考えた時、公的責任の一端は自治体が担うしかない。加入者はほかならぬ日吉津村の住民だからと考えてきました。貧困と病気はセットになって押し寄せてきます。経済力の弱い人には、保険税の引き上げが受診抑制へとつながっていくことが考えられます。すでに個人の負担能力を超えた保険税になっています。社会保障制度で負担を検討する時に、その制度の利用を妨げないという配慮が大切と考えます。受信控えを生じさせない。治療の中断に追い込まない。そのためにできることは、保険税の引き上げをしないことだと思います。以上わたしは委員長報告に対する反対討論です。皆さんのご賛同よろしく申し上げます。

〔委員長報告、議案でしょ。訂正しないやい。〕と呼ぶものあり。〕

○議長（橋井 満義君） 議案でしょ。言い直してください。

○議員（6番 江田 加代君） えっと、最後でした。議案第13号に対する反対討論といたします。

失礼いたしました。

○議長（橋井 満義君） ただいまのは議案13号に対する反対討論でありました。賛成の討論はありませんか。

はい、山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。議案第13号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。そもそも、保険とは加入者全員で支え合う制度であり、応分の負担をしなければ制度は成り立ちません。しかし、国民健康保険被保険者の皆さんにおいては、低所得の皆さんもあり数々の減免施策がなされ対応されております。まだ、村単独の税金も繰入され、被保険者の皆さんに無理のかからない施策がとられています。先ほど反対された同僚議員、このような村の対応は十分にわたしは理解されているものと思っております。村としてこれ以上の多対応は税の均衡をゆるがすこととなりかねません。ここで少し村のおかれている現実と対応を述べ賛成討論としたいと思います。一言でいえば財政規模の小さいわが村において、医療の伸びは危機的状況であります。平成27年度決算見込みは、当初予算4億1,000万に対し、4億7,000万になろうとしています。この額は800人の被保険者の皆さんに村単独で4,700万を繰り入れ、ひとりあたり6万円近くを補助し、会計収支をあわせる予定となっております。

この繰入れは県でも高いレベルにあり、長く同協議会にたずさわるわたしとしても、初めての経験であります。例年ですと1人当たりの補助は、3万円から4万円でおさまっているところですが、医療の伸びは止まるどころを知らない状況であります。このような背景もあり、このたび平成28年度当初予算は前年度に対し、税率を一人当たり5パーセント上げる対応を提案されています。このことにより、税収総額は150万円程度の増となっております。しかし、現状はこの程度の成立アップでは不足分を補うことはできません。どこかの会計で補わなければなりません。この出処は、ルール外という形で広く住民の皆さんに納めていただいた税金、3,000万円あまりで補う現実があります。また、低所得の被保険者の皆さんには、その所得に応じ、2割、5割、7割減免措置と、緩和対応も取られております。先ほど申し上げたとおり、応分の負担をしなければ制度は成り立ちません。また、過去の経過を振り返れば保険者である日吉津村長は被保険者の厳しい現実に配慮し、他町では国保税を軒並みアップされている時期の平成18年から平成23年までの6年間税率を据え置く施策がとられておりました。同協議会で運営にたずさわる1人として、保険者日吉津村長の姿勢は被保険者の立場を配慮した施策がなされているものと理解しております。以上の理由から、このたびの税条例の一部改正に賛成の立場で討論いたします。皆さんのご賛同をよろしくお願い致します。終わります。

**○議長（橋井 満義君）** ほかにありませんか。ほかにないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**○議長（橋井 満義君）** 起立多数と認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第14号

**○議長（橋井 満義君）** 日程第11、議案第14号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

**○議長（橋井 満義君）** 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。



本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 議案第 15 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 12、議案第 15 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 13 議案第 16 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 13、議案第 16 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 17 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 14、議案第 17 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 15 議案第 18 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 15、議案第 18 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 16 議案第 19 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 16、議案第 19 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 19 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩にはいります。

午後 3 時 47 分 休憩

午後 4 時 00 分 再開

日程第 17 議案第 20 号 から 日程第 20 議案第 23 号

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りいたします。日程第 17 から日程第 20 まで、予算審査特別委員長の審査報告でありますので、一括議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 17、議案第 20 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 18、議案第 21 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 19、議案第 22 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 20、議案第 23 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

本 4 議案は、本会議において予算審査特別委員会に審査を付託していますので、予算審査特別委員長から、審査経過と結果の報告を求めます。

加藤予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長（4 番 加藤 修君） 予算審査特別委員長の加藤です。日吉津村議会議長橋井満義様、予算審査特別委員長加藤修。委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は審査の結果つぎのとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 20 号、平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、賛成多数で原案可決。

議案第 21 号、平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、賛成多数原案可決。議案第 22 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、全会一致で原案可決。

議案第 23 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算全会一致で原案可決となりました。

審査の経過、一般会計平成 28 年度一般会計当初予算は、総額で前年度より 1 億 6,480 万 8,000 円増額の 23 億 2,625 万 8,000 円である。

歳入では、村税が昨年より、1,879 万 3,000 円の増、地方消費税交付金は 337 万 1,000 円の減だが、村には有利で近隣と比較すると 2 倍から 3 倍となっている。地方交付税は、人口増加の実績などから 1,910 万円の増額となっている。また、ふるさと納税寄付金は 7,000 万円を計上しています。

歳出の主なものは、公共財産購入費 2 億 5,200 万、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出し金 4,615 万 6,000 円、ふるさと納税寄付者への記念品 3,000 万である。ふるさと納税からの夢はぐくむ村づくり基金は、小学校、児童館、保育所、子育て支援センターに、277 万 9,000 円、防犯灯の一部に 110 万、また、2 年目の新築住宅利息助成に 600 万、住宅用太陽光発電システム補助金 10 戸分の 400 万、村の花チューリップ栽培委託料 230 万、小学校校庭芝生化維持管理への 50 万 7,000 円も計上されている。また、地元人材育成奨学金支援事業に 64 万 8,000 円、小学生体力向上事業 80 万、ヴィレステひえづ拠点事業 25 万、ヴィレステひえづでの中高生自主サークル活動支援事業に 9 万円、平成 31 年度村政 130 年完成に向けた強度のデータベース化事業への 14 万など、日吉津村地方創生総合戦略に関連した新規事業も多い。

農業費では担い手経営力向上事業、小規模農家支援事業が新規事業である。小規模農家支援事業の対応が不適設だという意見もあったが、事業内容は的確に把握され、村民生活の支援策の充実が図られていることを評価し、賛成多数で可決すべきと決定したところであります。

国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出の総額は、前年度より 2,852 万 4,000 円増の 4 億 4,026 万 5,000 円である。一般の、一人当たりの医療費と高額医療費も増加傾向にあるが、28 年度は前年度と比べ、退職の一人当たりの金額が医療費で 16 万 6,430 円、高額医療費で 3 万 4,925 円と大幅に増加している。今定例会では、被保険者一人当たり 5 パーセントの保険税の引き上げが提案されている。医療技術の進歩、高齢化による医療費の自然増への対応は、国保加入者の保険税だけでは解決できない。一般会計からの繰入金は昨年より 706 万 7,000 円増の 4,615 万 6,000 円となっている。一般会計から県下で 4 番目に多い繰入れをすることにより、保険税の抑制がなされているが、国保の財政構造上の問題も指摘されている。被保険者の所得水準が低い中での保険料引き上げもすべきでないという意見もあったが、医療費の適正化、健康寿命の延伸への努力を評

価し、賛成多数で可決すべきとなったところであります。

後期高齢者医療特別会計予算額は、前年度より 178 万円増の 4,024 万 7,000 円である。運営主体は県全体での広域連合であり、村では窓口業務や保険料徴収事業を行っており引き続き徴収に努力されることを確認し、全会一致で可決すべきとなりました。

公共下水道事業特別会計予算総額は前年度より 3,301 万 3,000 円減の 1 億 7,283 万 3,000 円である。施設修繕を計画的に実施され、経済的で良好な下水道施設の維持に努められている。下水道使用料 10 パーセント削減も引き続き実施することを評価し、全会一致で可決すべきと決定をいたしました。

なお、別紙について委員会の付帯意見をつけております。ご一読いただきたいと思います。予算執行時において、付帯意見等を十分に考慮されて実施されることを要望し、報告を終わります。

**○議長（橋井 満義君）** 報告が終わりました。本 4 議案は、議員全員で構成します予算審査特別委員会に審査を付託していますので、この際、質疑はないものとし、討論を行います。

討論は各議案ごとに行います。

まず、議案第 20 号の討論を行います。討論は反対賛成の順に許します。反対討論はありませんか。

景山議員。

**○議員（2 番 景山 重信）** 2 番、景山です。日程第 17、議案第 20 号 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について反対討論をいたします。議案質疑、予算審査で何回も確認していますので、簡単にさせていただきたいと思います。一言でいいますと、農業施策に対して農家住民の気持ちを全然くみとってもらっていないということです。28 年度から農業委員の選出方法も変わってきます。30 年度からは農政の根本も違ってきます。農家自身がみずから決定されなければならなくなるからです。米の需給バランスを保つためにと転作大豆、白ネギ、ブロッコリー、レンゲに重きを置く村の施策だと思います。

全農家に関係のある作物は、やっぱり主食用米でしょう。国が援助しないならば主食用米に対して、村費を投入すべきだと思います。中核農家と称される者はとっくに覚悟を決めております。村長はわたしに、また議員に、小規模農家の必要性は強く訴えられているはずですが。小規模農家全員に、元気で仕事に励んでもらって下さい。そういう施策を講じてやって下さい。わたしが訴えたい気持ちです。

地産地消の店に、出荷に対しての奨励金は本当にありがたいことですが、小規模農家の意欲向

上にはつながらないと考えております。地方創生事業のかずかずの重要施策の提案があり、全般的には認めたいと思いますが、ただ、農業の将来が見込めないということで、そういう思いから反対討論としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋井 満義君） 次に、賛成討論はありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。わたしは委員長報告に賛成し、議案第20号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。今年度の予算では、地方創生総合戦略に関連した新規事業が多くあります。まず、人口増加と村の活性化のため、新築住宅購入時の利息負担金の一部を助成する新築住宅借入利息助成事業、こちらは対象年齢があったと思います。

また、教育費関係では奨学金を受け、大学等を卒業後に日吉津村に戻り地元就職をして村から通勤する場合に、奨学金相当額を助成する地元人材育成奨学金支援事業、昨年度は水泳に力を入れ一定の成果の出た小学校では、子どもたちの体力測定値を県平均以上とすることを目標とし、外部指導者による基礎運動、陸上の指導を行う小学生体力向上事業、こちらは保育所と連携して体力づくりを行うそうです。

5月に一周年を迎えるヴィレステひえづ関連では、外部講師から今後も有効活用するための方法のアドバイスをもらう、ヴィレステひえづ拠点事業、さまざまなグループ活動を通して、村民にヴィレステひえづを利用する機会を提供するグループ育成事業、未来を担う中高生を対象にヴィレステひえづを主会場に、村内で活動する機会を提供し青少年が地域とつながり、世代を超えて交流することで日吉津村に愛着をもち、活躍できる人づくりを目指す中高生自主サークル支援事業、ゲストティチャーを取り入れている公民館公共施設の担当者や、ゲストティチャーを講師として講習会等を開催するゲストティチャー登録事業です。

また、平成31年度の村政130周年の完成に向けて、日吉津村の歴史や未来に伝えたい伝統、風習などを聞き取りしたものを、音声や画像データとして保存する、日吉津村デジタルアーカイブを作成する郷土のデータベース化事業があります。

農業費でも農業経営セミナーや、専門家による経営指導など知識習得機会を提供する、担い手経営力向上事業により、担い手の農業経営の安定、効率化を図ることで経営力向上の効果を期待します。また、小規模農家支援事業では、直売施設における販売金額が50万円未満の農家に、販売金額の5パーセントを交付することにより、高齢者の生きがい対策につなげます。新規だけで

なく、継続的にブロックローテーションによる米の生産調整、転作を維持するための事業、村の花チューリップを残していくための栽培委託、45歳以下の農業従事者確保のための青年就農給付金、認定新規就農者へのビニールハウスなどへの支援、農地、水路、農道などの農業用施設の整備や補修にも配慮されています。

子育てするなら日吉津村といますが、子育て以外にも高齢者、障がい者と多岐にわたり村民への支援策の充実が図られている予算だと考えます。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（橋井 満義君）** 他にありませんか。他に討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。

本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数と認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長（橋井 満義君）** つぎ議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

はい、江田議員。

**○議員（6番 江田 加代君）** 6番、江田です。議案第21号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長の審査報告は認定すべきでした。わたしは委員長報告に反対の立場で討論いたします。反対する理由は28年度予算は議案第13号、保険税条例の一部改正を具体化した予算です。わたしは保険税の引き上げに反対する立場から委員長報告に反対するものです。

討論は、日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例での討論と重複いたしますので、議案第13号の討論をもって本議案平成28年度の予算の反対討論とさせていただきます。よろしく、お願いいたします。

**○議長（橋井 満義君）** つぎ、賛成討論はありませんか。

山路議員。

**○議員（7番 山路 有君）** 失礼します。7番、山路です。議案第21号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、先ほどの委員長報告を支持し、同会計予算に賛成の立場で討論いたします。

討論内容は、先ほどの議案第 13 号、日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の賛成討論と同じ内容となりますが、一言申し添え、賛成討論とさせていただきます。

最初に結論から申し上げますと、この特別会計の場において、医療の伸びを抑える村の健康づくり施策を少し論ずるべきでないかということです。一例をあげるならば、例年人間ドッグ、健診等に前例踏襲的に膨大な予算をかけております。しかし、それでも医療の伸びを抑えることができない現実を、直視すべきでないかということです。どこに問題があるのか素朴な疑問を持つところであります。

振り返れば、高齢化社会、医療の進歩を理由にして、保険者側、被保険者側、わたしも含めて、医療の伸び、一般会計からの繰入れを当然のように考えているむきがあるのではないのでしょうか。ある面では緊張感に欠ける部分があるのではないかと反省するところであります。28 年度、保険者においては新規一点、各新規事業に取組まれようとしております。わが日吉津村が全国でもまれなる医療の平準化、健康取組みの町になることを期待し、また申し添え、わたしの賛成討論いたします。皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

終わります。

**○議長（橋井 満義君）** ほかにありませんか。ほかにないようですので、討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立により行います。

本議案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**○議長（橋井 満義君）** 起立多数と認めます。したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

**○議長（橋井 満義君）** 日程第 19、議案第 22 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

**○議長（橋井 満義君）** 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（橋井 満義君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。



○議長（橋井 満義君） 日程第 20、議案第 23 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 23 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 21 議案第 24 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 21、議案第 24 号鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 24 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 22 議案第 25 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 22、議案第 25 号に鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約に関する協議についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 25 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

### 日程第 23 議案第 26 号

○議長（橋井 満義君） 議案第 26 号鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 26 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 24 発議第 2 号 及び 日程第 25 発議第 3 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 24 から日程第 25 まで教育民生常任委員会の発議でありますので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 24、発議第 2 号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について、日程第 25、発議第 3 号精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書についてを一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、松本教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（3 番 松本 二三子君） 発議第 2 号、平成 28 年 3 月 18 日、日吉津村議会議長橋井満義様、提出者教育民生常任委員長松本二三子。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書案がお手元に配られていると思いますのでご一読下さい。

委員長報告でも述べましたように脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について、1. 教育機関での周知徹底と対策。2. 専門医による診断と適切な検査の実施。3. 周知、啓発予防措置の推

進と相談窓口の設置。4. 園内、学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止。

以上の4点が記された意見書を提出いたします。

つづきまして発議第3号、平成28年3月18日。日吉津村議会議長橋井満義様、提出者教育民生常任委員長松本二三子。

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。配られております精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書案をご一読下さい。

日吉津村議会は精神障がい者の他障がい同等の交通運賃割引制度の適用を強く求めるものであるということで地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。以上です。

**○議長（橋井 満義君）** 説明が終わりました。この際各発議とも質疑討論ないものとし、各発議ごとに採決を行います。

まず、発議第2号を採決をいたします。本発議は原案のとおり、意見書を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（橋井 満義君）** 異議なしと認めます。つぎ、発議第3号を採決します。本発議は原案のとおり意見書を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（橋井 満義君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり、意見書を提出することに決定をいたしました。

---

#### 日程第26 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

**○議長（橋井 満義君）** 日程第26、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（橋井 満義君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会

中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### **日程第 27 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（橋井 満義君） 日程第 27、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### **日程第 28 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（橋井 満義君） 日程第 28、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### **日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（橋井 満義君） 日程第 29、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から任期満了までの議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（橋井 満義君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて議了いたしました。これをもって、会議を閉じ平成 28 年第 1 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

**午後 4 時 34 分 閉会**

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員